

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画  
進行管理・行政評価実施要綱

平成30年4月1日  
訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～基本構想・後期基本計画（以下「総合計画」という。）の効率的かつ効果的な推進を図るために実施する進行管理及び行政評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施策

総合計画において、各章ごとに節単位で示した取り組むべき施策の基本方向をいう。

(2) 事業

施策を実現するために実施する事業をいう。

(3) 進行管理部会

亀岡市総合計画審議会条例(昭和43年亀岡市条例第3号)第6条及び亀岡市総合計画審議会部会設置規則(平成26年亀岡市規則第2号)に定める進行管理部会をいう。

(4) 策定推進委員会

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程(平成26年亀岡市訓令第4号)に定める亀岡市総合計画策定推進委員会をいう。

(5) 主管部

総合計画に係る事業を所管する部又は室をいう。

(進行管理)

第3条 進行管理は、総合計画の目標年次である平成32年度に向けた事業の計画的な推進のため、進行管理実施年度の前年度に実施した事業の進捗状況について把握及び検証し、市民へ公開することをいう。

2 企画管理部長は、執行不能又は著しい遅延が生じるおそれがある場合等必要があると認めるときは、主管部に対して調査及び調整を行う。

(行政評価の内容)

第4条 行政評価は、総合計画の効率的かつ効果的な推進のため、選定した施策について次のとおり実施することをいう。

(1) 市民からの意見聴取及び進行管理部会の評価

行政評価の対象施策について市民からの意見聴取を行い、その意見を踏まえ、進行管理部会がヒアリングを実施し、総合計画に係る施策の推進について、手

法の妥当性及び重要性等の観点から評価を行う。

(2) 市長及び副市長の評価

市長及び副市長がヒアリングを実施し、市民の意見及び進行管理部会の評価を踏まえ、評価を行う。

(評価の結果)

第5条 策定推進委員会は、行政評価の結果を市民に公開する。

2 策定推進委員会の委員は、評価結果を尊重し、所管する事業に係る計画の策定及び予算要求に反映するよう努めるものとする。

(調書の作成及び問題点の報告)

第6条 主管部は、進行管理調書及び施策管理調書を作成し、事務局へ提出するものとする。

2 事務局は、進行管理部会並びに市長及び副市長が実施するヒアリングに基づき、施策評価調書を作成するものとする。

3 主管部は、市長及び副市長が行政評価において、改善が必要とされた事業について、事業の改善及び見直しを図るとともに、改善状況報告書を事務局に提出するものとする。

4 主管部は、総合計画後期基本計画に係る事業の推進について、執行不能又は著しい遅延が生じるおそれがある場合その他問題が生じたときは、問題点等報告書を事務局に提出するものとする。

5 進行管理調書、施策管理調書、施策評価調書、改善状況報告書及び問題点等報告書の様式は、別に定める。

(総括)

第7条 進行管理及び行政評価に係る総括は、企画管理部長が行う。

(事務局)

第8条 進行管理及び行政評価に係る事務を行う事務局は、企画管理部企画調整課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、進行管理及び行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。